

事 務 連 絡

平成 23 年 4 月 7 日

各 { 都 道 府 県 }  
政 令 市 } 母子保健主管部（局） 御中  
特 別 区 }

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課

### 東日本大震災に係る妊婦健康診査の取扱いについて

東日本大震災被災者に係る妊婦健康診査の取扱いについては、平成 23 年 3 月 18 日付事務連絡「東北地方太平洋沖地震の被災者に係る妊婦健康診査の取り扱いについて」においてご連絡したところですが、この事務連絡の 3 による避難先の地方公共団体で支出した妊婦健康診査については、当該避難先の地方公共団体の求めに応じて、妊婦の避難前の居住地の地方公共団体から、当該経費を支出した地方公共団体へ支払う取り扱いとなります。

なお、妊婦健康診査の記録が消失し、避難先の病院で受診をする妊婦については、母子感染の予防等のため既に行っていた感染症等検査を再度実施することとなりますが、この再検査費用については追加的費用となることから、今回、緊急措置として妊婦の避難前の居住地の地方公共団体における妊婦健康診査臨時特例交付金によりその費用（妊婦 1 人当たり 26,000 円程度以内を想定）の全額を国庫補助対象とすることを予定しています。

各都道府県におかれましては、被災した妊婦が適切に妊婦健康診査を受診できるよう、貴管内市町村に対し周知いただき、特段のご配慮をいただきますようお願いいたします。